

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成二十九年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

社 食協株式会社			登録検査 機関の 名称	
追加			変更 内容	変更の あった 農産物 検査員
青山 雅哉	内藤 拓馬	井上 博之	氏 名	
番一―一―一 阿賀崎四丁目一 岡山県倉敷市玉島	―三〇一 足二丁目六番一九	見四七五六番地一 東広島市西条町下	住 所	
玄米	玄米	玄米	農産物 検査の 種類	
平成二九 年四月一 日			変 更 年 月 日	